

平成27年4月14日
関東森林管理局

森林土木工事の施工段階における三者会議の実施について

関東森林管理局では、工事の施工にあたり、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において、工事目的、設計意図・土質条件等の情報共有、工事施工上の課題、各種協議上の制約、工事入札時の技術提案等の技術的な連携（設計・施工の一体化）を図るため、工事の施工段階における三者会議を一部の工事において試行実施していますのでお知らせします。

設計者におかれましては、成果品を提出した業務が三者会議の対象となった場合には、ご協力をお願いします。

施工者におかれましては、契約した工事が三者会議の対象である場合には、国有林野事業工事請負契約約款、治山工事標準仕様書及び林道工事標準仕様書に基づく照査を実施の上、「別紙2 施工計画立案に際しての疑問点・確認を要する事項」に必要事項を記載し当該工事の監督職員に報告されますよう、よろしくをお願いします。

なお、照査にあたっては「照査要領（例）」を必要に応じて参考としてください。

「施工計画立案に際しての疑問点・確認を要する事項」及び「照査要領（例）」については、下記のとおり関東森林管理局ホームページに掲載しています。

記

「施工計画立案に際しての疑問点・確認を要する事項」及び「照査要領（例）」
ホーム>申請・お問合せ>公売・入札情報>公売・入札に関するお知らせ>
各種約款等> 森林土木工事に関する仕様書等

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)

※照査要領（例）については、あくまで参考資料であり、施工者に本様式の使用、本様式での報告を義務付けるものではありません。

お問い合わせ
関東森林管理局

森林整備部森林整備課
計画保全部治山課

設計指導官
課長補佐

TEL:027-210-1193

TEL:027-210-1190